

## 養老町の財政状況をお知らせします

町では、住民の皆さんに町政に対する理解と関心を深めていただくため、年に2回財政状況を公表しています。今回は、平成30年10月1日から平成31年3月31日までの期間の予算執行状況などをお知らせします。

### 一般会計

歳入	科目	予算現額	収入済額	収入率
	町 税	3,371,273	3,378,284	100.2
	地方譲与税	186,300	120,779	64.8
	利子割交付金	6,000	6,558	109.3
	配当割交付金	13,700	4,852	35.4
	株式等譲渡所得割交付金	13,300	0	0.0
	地方消費税交付金	502,100	510,519	101.7
	自動車取得税交付金	66,600	35,431	53.2
	地方特例交付金	13,900	13,854	99.7
	地方交付税	2,115,600	2,209,146	104.4
	交通安全対策特別交付金	3,249	1,472	45.3
	分担金及び負担金	132,346	119,655	90.4
	使用料及び手数料	340,599	328,496	96.4
	国庫支出金	1,012,376	764,976	75.6
	県支出金	817,320	463,937	56.8
	財産収入	17,521	7,702	44.0
	寄附金	239,887	233,628	97.4
	繰入金	449,559	183,370	40.8
	繰越金	231,781	298,513	128.8
	諸収入	310,603	270,669	87.1
	町 債	1,545,057	500,357	32.4
	小 計	11,389,071	9,452,198	83.0
	繰替運用額		660,000	
	合 計		10,112,198	

歳出	科目	予算現額	収入済額	執行率
	議 会 費	106,683	105,595	99.0
	総 務 費	1,719,251	1,417,731	82.5
	民 生 費	3,548,681	3,231,458	91.1
	衛 生 費	1,196,630	1,158,923	96.8
	労 働 費	145	145	100.0
	農 林 水 産 業 費	425,226	406,664	95.6
	商 工 費	119,104	114,039	95.7
	土 木 費	984,649	897,869	91.2
	消 防 費	669,918	644,116	96.1
	教 育 費	1,773,884	1,298,769	73.2
	災 害 復 旧 費	31,817	31,611	99.4
	公 債 費	807,972	727,440	90.0
	予 備 費	5,111	0	0.0
	計	11,389,071	10,034,360	88.1
	繰替運用額		0	
	合 計		10,034,360	

### 町税負担の状況

(平成31年3月31日現在)

税 目	調定額 (千円)	1人当たり (円)	1世帯当たり (円)
町 民 税	1,621,515	56,061	155,930
固定資産税	1,900,780	65,716	182,785
軽自動車税	100,047	3,459	9,621
町たばこ税	168,671	5,832	16,220
入 湯 税	1,934	67	186
計	3,792,947	131,135	364,742

人口：28,924人 世帯数：10,399世帯

※詳細は、町ホームページをご覧ください。

問 総務課 ☎32-1101

### 特別会計

(千円)

会計名	収入済額	支出済額
国民健康保険	3,746,141	3,122,856
簡易水道	33,520	9,294
食肉事業センター	132,919	131,719
住宅新築資金等貸付	57,798	3,437
公共下水道事業	351,787	324,407
農業集落排水事業	29,040	27,573
介護保険事業	2,589,017	2,475,452
介護サービス事業	15,537	14,801
後期高齢者医療	305,311	280,962
計	7,261,070	6,390,501

## 浄化槽を廃止する際の処理について

自宅の浄化槽を廃止するときには、最終清掃(汚泥などの引き抜きや洗浄など)を実施しましょう。

浄化槽内部に汚泥などが残ったまま浄化槽を解体する事例が増えています。

建築物の解体や下水道への切り替えなどで浄化槽を廃止する場合は、解体を行う前に、養老町で許可を受けている一般廃棄物処理業者に依頼をして、浄化槽の最終清掃を適正に行いましょう。

また、浄化槽内の汚泥などを除去することなく地下浸透させる行為や、水路などに流す行為は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反しますので、絶対に行わないでください。

適正な処理をして町のきれいな環境を維持しましょう。

最終清掃を行う業者についてのご不明な点は、生活環境課へお問い合わせください。

問 生活環境課 ☎32-1106